

## (2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

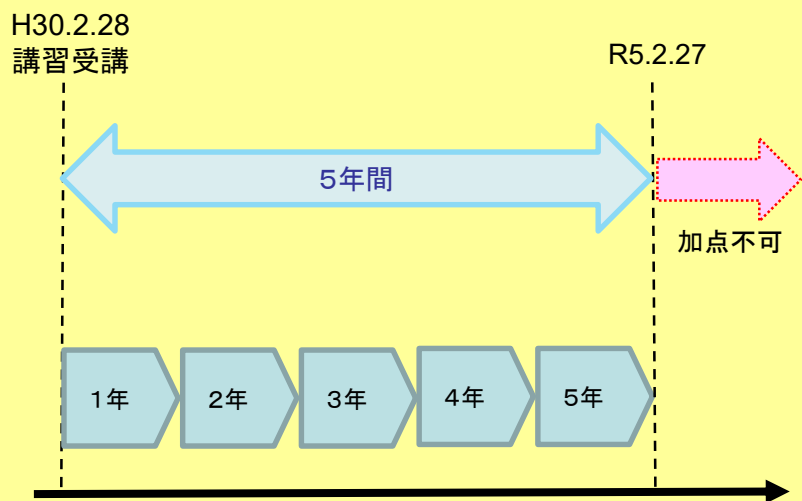
令和4年8月15日以降の申請で適用

- 技術力(Z)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】

監理技術者講習受講から5年間加点可能  
=H30.2.8 ~ R5.2.27



【改正後】

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から  
5年間加点可能  
=H30.2.8 ~ R5.12.31

